

報告事項 1

懲戒処分義務付け請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和7年5月15日

教 職 員 課

懲戒処分義務付け請求事件について

1 当事者

原告（控訴人、上告人兼申立人）：教育委員会事務局 行政職員

被告（被控訴人、被上告人兼相手方）：愛知県、愛知県議会議長、愛知県教育委員会

2 事件の概要

平成 28 年度から平成 29 年度までの間に、愛知県職員（合計 32 名）が、原告に対してパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、連続集団暴力等（以下「本件非違行為」という。）を行ったとして、本件非違行為を行った職員を懲戒処分に付するよう求めて提訴したものである。

（提起日：令和元年 8 月 29 日）

3 判決の概要

- (1) 判決結果 第一審判決 県側勝訴（令和 5 年 11 月 29 日）
控訴審判決 県側勝訴（令和 6 年 7 月 17 日）
上告審決定 県側勝訴（令和 7 年 4 月 24 日）

(2) 理由趣旨

本件訴えは、被告に対し、被告職員らに懲戒処分をすることの義務付けを求めるものであるが、このような処分を求める法令に基づく申請は認められないので、いわゆる非申請型義務付け訴訟（行政事件訴訟法 3 条 6 項 1 号）と解され、「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれ」があり、かつ「その損害を避けるため他に適当な方法がないとき」に限り、提起することができる（同法 37 条の 2 第 1 項）。

原告は、被告職員らが本件非違行為に係る懲戒処分をされないことにより、原告にいかなる損害が生じる「おそれ」があるのかを明らかにしておらず、被告職員らが処分を受けないことで、原告に対して将来的に本件非違行為に類似する行為を行う「おそれ」がある、と善解したとしても、そのような「おそれ」があることを推認させる事情は認められない。

また、被告職員らに懲戒処分をすることが、被告職員らの原告に対する将来的な本件非違行為に類似した行為を避けるために最も実効的かつ適切な方法ともいい難い。

そのため、「一定の処分がなされないことにより重大な損害を生ずるおそれ」があるとも、「その損害を避けるため他に適当な方法がないとき」と認めることもできないから、訴訟要件を欠き、不適法である。